

当院の厚生労働省届出施設基準

基本診療料の施設基準

【明細書発行体制等加算】

当院では、患者さんへの診療明細書を積極的に推進していく観点等から、以下のいずれかに該当する場合を除き、明細書が無償で交付いたします。

- ・明細書の発行が困難な状況
- ・明細書に記載された診療内容や手術名称が不明であるため、内容を説明しても理解できない場合など

なお、窓口負担のない患者さんにも無償で発行いたします。明細書の発行を希望する方は、会計窓口の担当者にお申し出ください。

【短期滞在手術等基本料 1】

【コンタクトレンズ検査料 1】

【医療情報取得加算／医療 DX 推進体制整備加算】

当院は以下の体制を有しています。

- ・オンライン請求の実施
- ・オンライン資格確認を行う体制の導入。
- ・電子資格確認を通じて取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制の整備。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用についてのポスター掲示。
- ・医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得しおよび活用して診療を行うことについて、院内およびホームページに掲載。

【外来後発医薬品使用体制加算 1 ／一般名処方加算】

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進に取り組んでおり、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、薬剤の一般名処方を行っております。

このため、状況により処方される医薬品の銘柄が変わることがあります。

あらかじめご了承ください。

なお、医薬品の供給状況によっては、薬局の方で変更される場合もあります。

【医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則 6 に掲げる手術】

緑内障手術：流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術

緑内障手術：濾過胞再建術（needle 法）

【保険外併用療養費に係る療養】

水晶体再建に眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズを使用した療養

保険指定等について

- ・ 保険医療機関
- ・ 生活保護法指定医療機関

- 難病法指定医療機関